

# 札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則一部改正素案

## ご意見を募集しています（パブリックコメント）

札幌市では「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則一部改正素案」に対するご意見を募集しています。

お寄せいただいたご意見については、札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則改正の参考にさせていただきます。

皆様からいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方については平成 29 年 2 月以降、ホームページなどで公開します。

### 募集要項

#### 1 募集期間

平成 29 年（2017 年）1 月 10 日（火）～2 月 8 日（水）（**必着**）

#### 2 配布場所

(1) 市役所本庁舎

(2 階市政刊行物コーナー、12 階環境局環境都市推進部エコエネルギー推進課)

(2) 各区役所総務企画課広聴係

※改正素案は、市のホームページ「環境局－環境保全のページ」でもご覧いただくことができます。

([http://www.city.sapporo.jp/kankyo/casbee/public\\_comment/public\\_comment\\_2016.html](http://www.city.sapporo.jp/kankyo/casbee/public_comment/public_comment_2016.html))

#### 3 ご意見の提出方法・提出先

ご意見は 裏表紙の「ご意見記入シート」またはこれに準じた様式に記入のうえ、下記まで郵送、FAX、持参またはEメールにて提出してください。

(1) 郵送・持参の場合：下記問い合わせ先

(2) FAXの場合：011-218-5108

(3) Eメールの場合：kan.energy@city.sapporo.jp

（件名に「規則改正に対する意見」とご記入のうえ、送信願います。）

#### ※留意事項

- ・ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所をご記入ください。（いただいた個人情報につきましては、札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。）
- ・電話によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は、お名前・ご住所の個人情報を除き、全て公開される可能性があることをご了承ください。

#### 〈問い合わせ先〉

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境都市推進部エコエネルギー推進課（本庁舎 12 階）

電話：011-211-2872 FAX：011-218-5108

# 札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則改正

## の趣旨

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることから、これまで「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」によって講じられてきた建築物のエネルギー消費性能（以下「省エネ性能」という。）の向上を図るための措置を強化することを目的として、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）」が平成 27 年 7 月に成立しました。

建築物省エネ法は、平成 28 年 4 月から規制措置を除く規定が施行されているところですが、平成 29 年 4 月から規制措置を含めた全ての規定が施行されます（全部施行）。これと同時に省エネ法が改正され、建築物の省エネ性能の向上に関する措置に関する定めは、省エネ法から建築物省エネ法へ移行することとなります。

本市では、「札幌市生活環境の確保に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき独自の建築物環境配慮指針を定め、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に対して建築物環境配慮計画書の提出を義務付けるなどの施策を行っていますが、当該計画書を提出すべき建築主の範囲などの詳細を定める「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」には、省エネ法の規定を参考にしている規定があります。

つきましては、建築物省エネ法の全部施行及び省エネ法の改正を踏まえて、規則を改正したいと考えています。

## 省エネ法及び建築物省エネ法の概要

### (1) 省エネ法の概要

省エネ法は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、工場等、輸送、建築物及び機械器具等について省エネに関する措置等を講ずることによって、燃料資源の有効な利用の確保に資することを目的とし、工場等、輸送、建築物及び機械器具等の 4 つの事業分野について、事業者への各種規制等の措置を講じています。

しかし、国内における近年のエネルギー需給実績において、運輸部門（旅客部門及び貨物部門）、民生部門（家庭部門と業務部門）及び産業部門（製造業、農林水産業、鉱業及び建設業）に分類した場合に、運輸部門及び産業部門が全体に占める割合は低下傾向であることに対し、民生部門の割合は増加傾向にあります。その要因は、家庭部門においてはライフスタイルの多様化に伴う空調機器の利用増加等、業務部門においては事務所等の延床面積の増加に伴う空調・証明設備の増加等であり、いずれも建築物の断熱強化や冷暖房効率の向上、照明等の機器の効率化を行うことにより改善が見込まれます。

そこで、省エネ法による措置が行われていた4つの事業分野のうち、建築物の事業分野における措置を強化するため、平成27年7月に建築物省エネ法が成立しました。

## (2) 建築物省エネ法の概要

建築物省エネ法は、平成28年4月から規制措置を除く規定が施行されているところですが、平成29年4月から規制措置を含めた全ての規定が施行されます。

建築物省エネ法による規制措置は、特定建築物（大規模建築物（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物をいう。以下同じ。）のうち非住宅建築物をいう。以下同じ。）の省エネ基準適合義務・適合性判定制度、一定規模以上のその他の建築物の新築、増築又は改築（以下「増改築」という。）に係る届出制度、建売戸建住宅の省エネ性能の向上を誘導するための住宅トップランナー制度の3つです。

## (3) 省エネ法と建築物省エネ法の相違

建築物省エネ法による規制措置は、省エネ基準に適合せず建築・使用された建築物を後から省エネ基準に適合するよう改修することは、コストや構造上の制約が大きいことから、新築又は増改築工事の段階を捉えて規制措置を強化することが費用負担や工事の容易さの点で合理的であるとの考えから、以下の点において省エネ法による規制措置とは異なっています。

- ① 建築物の増改築を行う場合における届出義務の範囲が拡大される。
- ② 特定建築物の新築、増改築を行う建築主に対しては、建築物省エネ法による届出義務に加えて省エネ基準への適合義務が課される。
- ③ その他の建築物（床面積の合計が300㎡未満の建築物を除く。）についても、新築、増改築時に省エネ基準に適合しない場合の行政による指示等の権限が強化される。
- ④ 大規模建築物の修繕又は模様替え、並びに空気調和設備等の設置又は改修（以下「修繕等」という。）を行う建築主については、省エネ法に基づく省エネ措置への配慮義務は課され続けるものの、建築物省エネ法に基づく届出義務は課されないこととなる。

なお、省エネ法及び建築物省エネ法による届出の範囲は以下のとおりです。

省エネ法及び建築物省エネ法による届出の範囲

省エネ法		建築物省エネ法	
新築	床面積の合計が300㎡以上の建築物の新築	新築	床面積の合計が300㎡以上の建築物の新築 ※特定建築物の新築については、届出が必要であるほか、省エネ基準適合義務あり。
改築	大規模建築物であって、改築の規模が2,000㎡以上又は当該改築に係る大規模建築物の床面積の合計の2分の1以上	増改築	増改築の規模が300㎡以上 ※増改築における非住宅部分の面積が300㎡以上であり、増改築後に特定建築物となる増改築については、届出が必要であるほか、省エネ基準適合義務あり。 ただし、このうち、平成29年4月1日時点で存する建築物の増改築であって、かつ増改築における非住宅部分の面積が増改築後の特定建築物の面積の1/2を超えない場合は、当分の間、省エネ基準適合義務は課されない(届出は必要)。
	中規模建築物であって、改築の規模が300㎡以上かつ当該改築に係る中規模建築物の床面積の合計の2分の1以上		
増築	大規模建築物であって、増築の規模が2,000㎡以上	修繕等	修繕等
	中規模建築物であって、増築の規模が300㎡以上かつ当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計以上		
修繕等	大規模建築物の修繕・模様替え、空調設備の設置・改修(一定規模の工事に限る)		

○備考

- 1 「大規模建築物」: 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物
- 2 「中規模建築物」: 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の建築物

## 規則の一部改正の概要

### (1) 建築物環境配慮制度の概要

本市では、住宅やオフィスビルなどの建築物を含む民生部門における二酸化炭素排出量の割合が高いことから、「環境に配慮した建築物」の普及・促進に係る取組を実施するため、条例・規則により平成19年11月から「建築物環境配慮制度」の運用を開始しました。

この建築物環境配慮制度は、積雪寒冷地であるなどの本市の地域特性を踏まえ、本市が独自の建築物環境配慮指針を策定し、同指針に基づく建築物の環境負荷低減措置を推進するものですが、本市の建築物環境配慮指針では、省エネ・省資源に関する事項だけではなく、緑化に関する事項や雪処理に関する事項など、さまざまな事項を盛り込んでいるところです。

条例第28条の4第1項及び第3項では、規則で定める規模以上の建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替、並びに空気調和設備等の設置又は改修(以下「新築等」という。)を行う建築主に対し、建築物環境配慮指針に基づき、当該建築物に係る環境負荷低減措置、その他の環境への配慮に関する措置及びその評価に関する計画書(建築物環境配慮計画書)を作成し、市長へ提出しなければならない(同条第3項に規定する者については提出することができる)と定めています。

そして、建築物環境配慮計画書の提出範囲については、以下の観点から、省エネ法による届出義務の範囲と同様に、大規模建築物に対する新築等を行う建築主と定めていました。

- ・ 建築主にとってわかりやすく、省エネ法による届出と合わせて提出しやすい。
- ・ 建築物環境配慮制度は本市独自の制度ではあるが、建築物の省エネ化の推進という点においては省エネ法と目的を一にしており、省エネ法による届出の範囲を参考にすることは合理的である。

## (2) 規則の改正理由

上記のとおり、本市は省エネ法の規定を参考に建築物環境配慮制度を運用していますが、建築物省エネ法の全部施行により、①建築物の増改築を行う場合における届出の範囲が拡大され、②大規模建築物のうち非住宅建築物の新築、増築及び改築を行う建築主に対しては省エネ基準への適合義務が課されることとなり、③その他の建築物（床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満の建築物を除く。）の新築等時についても、省エネ基準に適合しない場合の行政による指示等の権限が強化されるほか、④大規模建築物の修繕等を行う場合の届出義務はなくなります。

このため、建築物省エネ法による省エネ性能への適合義務及び届出義務の範囲を考慮した上で、新築時に省エネ性能の適合義務が課される建築物の環境負荷低減措置を重点的に推進するため、建築物環境配慮計画書の提出義務の範囲を変更することが効果的であると考えられることから、増改築時における建築物環境配慮計画書の提出範囲を拡大するとともに（①～③を踏まえた改正）、2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の修繕等について、建築物環境配慮計画書の提出義務の範囲から除くこととします（④を踏まえた改正）。

なお、建築物省エネ法では、大規模建築物及び中規模建築物（床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の建築物をいう。以下同じ。）について、建築時期にかかわらず、「増改築の規模が 300 m<sup>2</sup>以上」である場合に届出義務が課されます。

しかし、新築時に建築物省エネ法による措置が適用されている建築物については、②及び③の措置に伴い、増改築前の建築物全体の省エネ性能は比較的高い水準にあるといえますが、新築時に建築物省エネ法による措置が適用されていない建築物については、増改築前の建築物全体の省エネ性能の水準が前者と比べて低いことから、増改築の規模が増改築後の建築物の規模の 1/2 に満たない場合、増改築のみによって建築物全体の省エネ性能を一定水準まで向上させることには困難性を伴うほか、建築物環境配慮指針における省エネ性能以外の水準についても、建築時期の新旧に応じておおむね同様の傾向があるといえます。

よって、増改築時の建築物環境配慮計画書の提出範囲については、当該建築物の新築時における建築基準法に基づく建築確認申請が平成 29 年 4 月 1 日以降であるか否かによって、差異を設け、増改築によって、建築物全体の省エネ性能を一定水準まで向上させることが期待できるものとして、次の表に掲げる工事について、建築物環境配慮計画書を提出させることとします。

規則の改正前、改正後の内容は、以下のとおりです。

規則における建築物環境配慮計画書の提出範囲(背景が白:提出が義務、背景が灰色:提出は任意)

現状		改正後	
新築	大規模建築物	大規模建築物	大規模建築物
	中規模建築物	中規模建築物	中規模建築物
改築	大規模建築物であって、改築の規模が2,000㎡以上又は当該改築に係る大規模建築物の床面積の合計の2分の1以上	平成29年4月1日以降に建築確認申請をする建築物	300㎡以上の増改築後、大規模建築物となるもの…①
	中規模建築物であって、改築の規模が300㎡以上かつ当該改築に係る中規模建築物の床面積の合計の2分の1以上		300㎡以上の増改築(①に該当するものを除く)
増築	大規模建築物であって、増築の規模が2,000㎡以上	平成29年3月31日以前に建築確認申請をした建築物	増改築の規模が300㎡以上かつ増改築後の建築物の1/2を超えるものであって、増改築後、大規模建築物となるもの…②
	中規模建築物であって、増築の規模が300㎡以上かつ増築前の建築物の床面積の合計以上		増改築の規模が300㎡以上かつ増改築後の建築物の1/2を超えるもの(②に該当するものを除く)
修繕等	大規模建築物の修繕等	修繕等	

○備考

- 1 「大規模建築物」: 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物
- 2 「中規模建築物」: 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の建築物
- 3 「建築確認申請」: 建築基準法第6条、第6条の2、第6条の3に基づく申請行為

○施行日前後の経過措置

改正規則の施行の日から起算して21日を経過した日以後に着手する工事については、改正後の規則を適用し、それ以前に着手する工事については、改正前の規則を適用するなどの経過措置を設けます。

**[参考] 現状の提出状況**

平成 19 年 11 月から建築物環境配慮計画書の提出制度を実施しており、提出義務に基づく提出件数は以下のとおりとなっています。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
提出件数	20件	47件	32件	78件	90件	105件	123件	82件	79件
(うち修繕等)	—	—	—	(12件)	(7件)	(18件)	(36件)	(25件)	(1件)